

| | |
|------------------|---|
| Title | 国際法委員会の構成と機能 (一) |
| Sub Title | The organization and vocation of the international law commission (I) |
| Author | 中村, 洸(Nakamura, Kō) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1966 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.4 (1966. 4) ,p.1- 17 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660415-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際法委員会の構成と機能(二)

中 村 洸

- 一 序 説
- 二 国際法の法典化——その歴史的素描
- 三 国際法委員会の構成：．．．以上本号
- 四 国際法委員会の機能——国際法の漸進的発達及び国際法の法典化
- 五 結 語

一 序 説

国際連合の国際法委員会は、国際連合憲章第十三条第一項を実施するため、国際連合総会の決議一七四(II)・「国際法委員会の設立に関する決議」⁽¹⁾によつて、一九四七年に設立された総会の諮問機関である。国際法委員会の設立に関する決議に付属する国際法委員会規程は、委員会の目的を、国際法の漸進的発達及び法典化の促進におき、更に具体的に委員会の構成、機能及び他の機関との関連などについて規定している。委員会規程に従つて具体的に構成された国際法委員会は、一九四九年にその第一会期をニューヨークにおいて開催し、以来毎年その会期を主としてジュネーブにおいて開催して、一九六

六年には、その第十八会期を迎えることになつてゐる。

国際法委員会の過去十七年にわたる歩みの間に、国際法委員会の任務とする国際法の法典化一般について、あるいは委員会の構成について、更にまた委員会の実際の機能について、種々な批判が加えられてきていた。たとえば、シャルル・ド・ウイスケルは、一九五三年に、国際法の法典化一般に関する批判として次のように述べていた。すなわち、今日、世界的規模における国際法の法典化の機会は、全く存在していない。国際連合総会において、もつとも基本的な点についてさえ相互に対立しあつている法の概念の間の相違は、この仕方での法典化のどのような企てをも、国際法の進歩に対して危険と考えられなければならないほど、非常に広いものとなるに至つた⁽²⁾。と。このような全世界的規模における国際法の法典化に対する悲観主義のみかたは、たとえばユーリス・ストーンによつて、一九五七年に国際法委員会に対する批判として次のようにも述べられていた。すなわち、国際法委員会が、どのような法典をも希望していない、あるいは異なつた法典を希望するような諸国の政府のために、法典案を準備する優れた法律家の集まりであることから、もつと動的で、可変的な、しかも分裂している国際法に生じている基礎的な問題のための、国際法の研究センターに改められるべきである⁽³⁾。と。

全世界的規模における国際法の法典化に関するこのような悲観主義的主張にもかかわらず、国際法委員会は、国際法の漸進的発達及びその法典化への努力の結果として、若干の項目に関する最終報告書を作成し、更に国際連合の主催する会議は、委員会の報告を原案として、一九五八年に海洋法に関するジュネーブ諸条約⁽⁴⁾、一九六一年に外交関係に関するウィーン条約⁽⁵⁾、一九六三年に領事関係に関するウィーン条約⁽⁶⁾といった、一般的な多数国間条約を採択した。このことは、一般的に、国際法の法典化あるいは国際法委員会の機能に対する悲観的なみかたをある程度まで緩和したように思われる。更に最近数会期にわたつて継続審議されている条約法⁽⁷⁾及び特別使節団に関する法⁽⁸⁾も、恐らくは一九六六年の会期中に委員会としての最終報告をまとめあげることが期待されているし、それらの最終報告を検討したうえで、国連総会が、もし適当と考えるなら

ば、一般的な条約として成立させるために、そのための国際会議を招集することになるかも知れない。

国際法委員会のこのような実績⁽⁹⁾を考慮すれば、国際法の法典化についての悲観主義的傾向とは対照的に、法典化の産物が、たとえ初めには限られた政府によつてのみ認められたにすぎないものであつたとしても、それは実定的かつ有形の偉業となり、またその適用の漸次的拡大への出発点を構成している、⁽¹⁰⁾と考えられるし、あるいはまた国際法の法典化の活動の全歴史からみれば、国際法委員会による法典化の努力のプログレスにおける促進は、輝かしいものである、⁽¹¹⁾と評価することもできるであらう。

国際法の法典化及び漸進的発達についての悲観的みかたと楽観的みかたの交錯するうちにあつて、国際法委員会は、やがてその十八会期を迎へることになつてゐる。この時期において、国際法委員会の構成や機能の問題を総合的に再検討しておくことが必要であらう。というのは、国際法委員会の構成について直接関係をもつてゐる国際法委員会委員の通常改選が、国際司法裁判所の裁判官の三分の一の改選と並行して、国際法委員会の第十八会期後に行なわれること、また国際法委員会において法典化の議題として、既に実質的審議に入つた問題に一応の結着がつけられるならば、次の会期に予定される議題の選択ないし取扱いをめぐつて、国際法委員会の機能に関する基本的な論争が、国連総会においてとりあげられる可能性が大であるからである。

本稿は、このような事情を考慮して、国際法委員会の構成および機能などの問題を中心として、国際法委員会についての総合的な検討を行なつてみようと思ふ。⁽¹²⁾

(1) 国際法委員会の設立に関する総会決議一七四(II)は、次の通りである。

総会は、

総会が、研究を發議し、国際法の漸進的発達及び法典化を奨励するため勧告すると規定してゐる憲章第十三条第一項aに効果を与える必要を認め、

国際法委員会の構成と機能

一九四六年十二月十一日の総会決議九四(一)によつて、

- (a) 総会が、国際法の漸進的発達及び将来起るべき法典化を奨励する方法
- (b) この目的のため国際連合の若干の機関との協力と確保する方法
- (c) この目的を達成するために援助できるような国内的又は国際的団体との協力をうる方法

を研究するために指令された委員会の報告を研究したので、

国際法について認められた能力をもつ者から構成されて、全体として世界の文明の主要形態及び主要法系を代表する委員会を設立することの望ましさを認めて、

国際法委員会を……設立することを決議する。

- (2) Visser, C. de, *Theories et Réalités en Droit International Public*, 1953, p. 177-p. 181.
- (3) Stone, J., *On the Vocation of the International Law Commission*, *Columbia Law Review*, vol. 57, 1957, p. 48-p. 49.
- (4) 一九五八年のジマネーブ海洋法条約「すなわち、領海及び接続水域に関する条約(The Convention on the Territorial Sea and Contiguous Zone)」、公海に関する条約(The Convention on the High Seas)「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約(The Convention on the Fishing and Conservation of the Living Resources of the High Seas)」、大陸棚に関する条約(The Convention on the Continental Shelf)は、国際法委員会の第八会期(一九五六)の報告書を基礎として、国際連合の主催の会議で採択された。日本での解説書として、横田喜三郎「海の国際法」上巻、昭和三四年、小田 滋「海の国際法」下巻、昭和三四年および国際法外交雑誌第五八巻一・二合併号がある。
- (5) 一九六一年の外交関係に関するウィーン条約(The Vienna Convention on Diplomatic Relations)は、国際法委員会の第十会期(一九五八)の報告書を基礎として、国際連合の主催の会議で採択された。日本での解説書として、横田喜三郎「外交関係の国際法」昭和三八年がある。
- (6) 一九六三年の領事関係に関するウィーン条約(The Vienna Convention on Consular Relations)は、国際法委員会の第十三会期(一九六一)の報告書を基礎として、国際連合の主催の会議で採択された。日本での解説書として、堂ノ脇光朗「領事の制度、職務および特権——領事関係に関するウィーン会議の論議をめぐって——」外務省調査月報第四卷(一九六三)一一一一二号がある。
- (7) 現在審議されている条約法(Law of Treaties)は、サー・ハンフリー・ウォルドック(Waldock, Sir H.)を特別報告者として、一九六一年に、条約の締結、発効及び登録(Conclusion, Entry into Force and Registration of Treaties)に関する二九条までを条約法草案第一部として審議し、一九六三年に、条約の無効及び消滅(Invalidity and Termination of Treaties)に関する五四条までを条約法草案第二部として審議し、一九六四年に、条約の適用、効果、修正及び解釈(Application Effects, Modification and Interpretation of Treaties)に関する七三条までを条約法草案第三部として審議し、各部に関する諸國政府の見解を聴取したうえ、一九六五年、六六年の会期で再検討を終了する予定になつてい

る。

(8) 現在審議されている特別使節団 (Special Missions) は、バルト・ムネ (Barthé, M.) を特別報告者として、一九六四年に特別使節団の一般的な規則を審議し、一九六五年に便宜、特権及び免除を審議し、諸国の政府の意見を聴取したうえ、六六年の会期で再検討を終了する予定になっている。

(9) 以上あげたもののほか、一九六一年に成立した無国籍の制限に関する条約 (The Convention on the Reduction of Statelessness) は、国際法委員会の第九会期 (一九五四) の、将来の無国籍の制限に関する条約案 (Draft Convention on the Reduction of Future Statelessness) と同じくものである。

なお一般的多数国間条約の基礎とならなかったが、一九五八年に委員会によつて採択された仲裁裁判手続に関するモデル規則 (Model Rules on Arbitral Procedure) は、各国が仲裁裁判に紛争を付託するに当つて参考となしうるような、いわゆるモデル法典として成立している。

(10) Lauterpacht, H., Codification and Development of International Law, American Journal of International Law, vol. 49, 1955, p. 39.

(11) Jennings, R. Y., Recent Developments in the International Law Commission: Its Relation to the Sources of International Law, The International and Comparative Law Quarterly, vol. 13, 1964, p. 385.

(12) 筆者は、一九六三年、六四年の国際法委員会にオブザーバーとして出席し、国際法委員会の実状を見聞した。

二 国際法の法典化——その歴史的素描

国際法委員会の職務とする、国際法の漸進的発達及びその法典化を、国際法法典編さん史において位置づけるために、ここで国際法の法典化を歴史的に素描しておくことが必要であろう。

国際法の法典化への構想は、国際法の一般の見解に従えば、十八世紀末にイギリスのベンサムによつて、はじめて示唆された⁽¹⁾と説明されている。国際法は、諸国の交渉の規範として主として不文の形において生成されてきていた。このような国際法の規則を、より明確にしようとする考えは、当時大陸諸国を風靡していた「不文法から成文法へ」の動向に即応して、やがて大陸諸国の国際法学者の関心を、国際法の法典化へと促すことになった。かくして、国際法の一般的法典化への構想は、十九世紀から二十世紀にかけての、主としてヨーロッパの学者によつて書かれた、恰かも国際法の慣習的規則の集大成

に類似した内容の著作⁽²⁾において、より具体化されていた。

主としてヨーロッパ諸国の代表的国際法学者は、一八七三年に、ベルギーのガン(Gan)で、公的性質をもたない専ら學術的団体としての、国際法学会 (Institut de Droit International) を結成して、国際的規模において国際法の進化を促進する研究を開始した。学会は、国際法の進化を促進するため、文明世界の法的意識に応じた国際法の一般の原理を法文化し、また国際法の漸進的法典化 (codification graduelle et progressive) などを任務としていた。国際法学会は、一八七五年から、海戦における私有財産の保護、海上捕獲審検、仲裁約款、国際仲裁裁判手続などの問題について、逐次その漸進的法典化に着手した。⁽³⁾ かくして、国際法の法典化は、その適切な意味において、一八七〇年代にヨーロッパの国際的學術団体によつて開始されたといつてよいであろう。もとより公的性質をもたない専ら學術的団体としての学会の決議ないし法典案は、その性質上政府間での意味を直接にもつことはなく、⁽⁴⁾ 学^{アカデミク}界で効用をもつていたにすぎなかつた。

国際法の法典化(条約化)が、諸国の政府間のいわゆる公的問題としてとりあげられたのは、一八九九年と一九〇七年にハーグで開催された平和會議においてであつたといわれている。ハーグ平和會議において採択された、国際紛争の平和的處理条約をはじめ戦争法に関する諸々の条約は、——それまでの国際宣言や規則にみられたような単に国際的不和を除去する手段ではなく⁽⁴⁾——諸国政府の法典化(条約化)への意識的努力を伴つた結果であつて、諸国政府によつてその結果が実践されたという意味で、国際法の法典編さん史において画期的なことであつた。⁽⁵⁾ しかし、政府間の国際法の法典化(条約化)への企てでは、ハーグ平和會議の結果を含めて、第一次世界戦争に至る時期において、戦争をより秩序だつたまたより人道的にするための、主として伝統的な規則の詳細ないし法典化に限られていたように思われる。⁽⁶⁾

ハーグ平和會議において達成された国際紛争の平和的解決ならびに戦争法規に関する諸条約は、その内容からいえば、既に一八〇〇年代に学界において進歩的法典化の議題として審議されてきた課題であつた。この意味において、⁽⁷⁾ 学^{アカデミク}界におけ

る進歩的法典化への努力と政府間の法典化（条約化）との間には、ある種の関連性を認めなければならないであろう。第一次世界戦争を迎える時期までに、学会は、進歩的法典化のために、国家免除（権）、外交免除（権）、国籍、外国人、河川、運河、領海、条約の公示（登録）などの分野にも研究を進めていた。第一次世界戦争後に国際連盟が結成され、また国際紛争解決の一手段として司法的解決のための常設国際司法裁判所が設置されるに及んで、国際法をより明確にする意味あいを含めて、法典化への要請はより強まっていたといえることができるであろう。しかし、法典化への要請を国際連盟において直ちにとりあげることには、今日の悲観的みかたに相通する疑問があつた。連盟の第一総会において、セシル・ハルスト卿（イギリス）は、当時、法典化に対する有用な政府間の努力を行なわせるような公共心の平穩さはないと判断して、連盟が国際法の法典化をとりあげること疑問を投じていた。⁽⁷⁾

このような疑問にもかかわらず、国際連盟は、一九二四年の第五総会に至つて、法の漸進的法典化（*progressive codification*）に着手する決議を採択し、それを具体化するため、漸進的法典化のための専門家委員会を設置した。専門家委員会は、総会に対して、法典化に適した課題として次の七つの項目があることを報告した。すなわち、国籍、領海（水）、自国内において外国人の身体及び財産に加えられた損害に対する国家の責任、外交特権・免除、国際会議の手續と条約の締結・起草の手續、海賊、海の産物の利用である。一九二七年に、連盟総会は、関係機関、関係政府と意見を交換した後、右の七項目のうちから、国籍、領海（水）及び国家責任の三つの問題について、国際連盟の主権のもとで法典編さんのための国際会議を開くことを決定し、またそのための準備委員会も設置された。準備委員会は、一九二九年に、会議のためのいわゆる討議の基礎（*Basis of Discussion*）を用意した。

このような準備のうえに、第一回ハーグ国際法典編さん会議は、一九三〇年三月十三日より四月十二日までの一か月間、討議の基礎案を中心として審議を行なつた。この会議において、国籍問題をあつかつた委員会は、国籍法の衝突に関する若

干問題についての条約、二重国籍のある場合における兵役義務に関する議定書、無国籍のある場合に関する議定書、無国籍に関する特別議定書を採択した。しかし領海(水)問題をあつかつた委員会といわゆる国家責任をあつかつた委員会とは、いずれも正式には何らの成果も採択できなかった。⁸⁾

非常な期待を以て開会されたハーグ国際法典編さん会議は、正に暗澹たる失敗を以て閉会した。ハーグ会議の準備段階の時期に、学界では、国際法学会が、二七年のローザンヌの会期に国家責任についての草案を、また二八年のストックホルムの会期に、国籍ならびに平時における領海に関する規則についての草案を決議したし、ハーバート大学の国際法研究グループも、二七年から二九年にかけて、国籍、領海、国家責任などに関する試案を発表していた。アカデミックサークルにおけるこれらの草案は、法典編さん会議を結実させようとする、学界の漸進的法典化への努力の象徴であつた。それにもかかわらずハーグ会議が期待の成果をおさめなかつたのは、学界における国際法の法典化と政府間会議における国際法の法典化との間に、ある局面における重要な違いをもつていたためであるといえるであろう。

普通、国際法の法典化(codification)は、次の二つの意味をもつものと理解されている。一つは、慣習法及び裁判所の判決から成つた規則をほとんど変更を加えることなく、制定法又は条約に変えるという、いわゆる法のリストートメント(Restatement)に類した意味であり、他は、国際法の若干の問題について諸国の合意を一般条約の手段によつて確保する手続の意味で、この手続において、一般条約は、現に行なわれている慣習ならびに条約国際法を基礎とするのであるが、諸国の相対立する見解を調和し、諸国が合意できるように修正する機能をもつことになる。⁹⁾一八九九年と一九〇七年の平和会議で達成された、主として戦争法規の法典化(条約化)は、類型的にいえば伝統的な規則の詳細化ないし法典化に限られていた。諸国の合意をうるための修正は、戦争をより秩序だつたまたより人道的にするという国際的理念によつて達成された。またハーグ法典編さん会議までの、国際法学会をはじめとするアカデミックサークルにおける法典化への努力も、類型

的には伝統的な規則のリステートメントないしは国際的理念⁽¹⁰⁾にもとづく統一法実現のための修正の方式をとつてきたということができらるであらう。

ハーグ国際法典編さん会議の当面した現実には、政府間会議における法典化において従前の法典化方式を踏襲することがいかに困難であるかを明らかにした。国際連盟総会は、一九三一年に国際法の法典化について、次のような決議を採択した。すなわち、国際法典編さん会議の準備の経験と会議の結果とは、……諸国の実行と国際判例の発展とから漸進的に結果されるような国際慣習法の法式化と発展ということと、慣習法から由来するものであらうとまた性質上全く新しいものであらうと……諸国の合意によつて国家間の特定の関係を支配するための国際条約の形成ということ、との間には差異があることを認めることが望ましい。国際連盟の法典編さんは、後者の意味において行なわれた。……更にいかなる条件においてまたいかなる手続で、法典編さん事業がもつとも有用に遂行されるものか考えてみよう⁽¹¹⁾。と。この決議に応じた、法典編さん問題についてのその後の検討は、国際連盟においてとりあげられることはなかつた。

ハーグ国際法典編さん会議が、国際法の法典編さん史に残した教訓は、政府間会議において法典化を問題にする場合に、明らかに合意されてきていた規則の体系化及び統一化 (systematisation and unification) としての法典化と、従来なお異なつた見解ならびに実行があつた分野について諸国の合意を求めようとする場合の法典化との間には、重要な差異を認めなければならぬといふことであつた。この差異からその進行と結果について異なつた方法が、これら二つの異なつた目的の達成のために要請されるものであり、とくに現存の差異についての合意を確保することは、本来政策の問題であつて、法律専門家の会議によつて必ずしもうまく解決されるものでないことも示唆されていた。究極的には、ハーグ会議後の連盟総会の決議の基礎にある主題は、法典化の現実の事業に、純粋に技術的考慮に加えて政府の影響を強調している点にあつた⁽¹²⁾。

国際連合憲章を起草したサンフランシスコ会議において、法典化手続に関する国際連盟総会決議に示された示唆は、具体

的に生かされ、国際連合憲章第十三条第一項は、総会が、国際法の漸進的発達及び法典化を奨励することの目的のために研究を發議し、及び勧告する、と規定した。国際連合総会は、その第一総会において、国際法の漸進的発達及びその法典化に關する決議〔六四(一)〕を採択して、憲章第十三条第一項にもとづく総会の義務を効果的に行なうのに適当な方法を研究し報告するための委員会を設置した。国際法の漸進的発達及びその法典化のための委員会 (Committee for the Progressive Development of International Law and its Codification) と呼ばれる十七人から成る委員会は、一九四七年五月十二日から六月十七日まで、ニューヨークにおいて会合し、国際法の漸進的発達及びその法典化を奨励する方法について審議を行ない、国際法委員会の構成、研究範圍、機能及び方法についての報告を総会に提出した。⁽¹³⁾

国際法の漸進的発達及び法典化のための委員会の報告書に示された国際立法の構想は、とくにハーグ国際法典編さん會議の経験と示唆とを周到に考慮して、国連憲章第十三条にいう法典化(広い範圍にわたつて國家の實行、先例ならびに學說が存在している分野においての法より正確な法文化と体系化)と漸進的発達(國際法によつて未だ規律されていない問題について又は法が諸國の實行において未だ高度に發展し又は法文化されていないことについて条約を起草すること)とが必ずしも明確に區別できるものでないことを認めながら、國際立法の達成の手段として、これら二つの任務についての手続上の區別を留意した。國際立法の發議權を総会におき、國際法委員会の事業結果について、総会は、單に報告として受理するにとどめるか、またそれを基礎として条約締結のための國際會議を招集するかを決定することになっている。委員会の業績は、現実には、諸國が同意することを確保しようとする立法政策の基礎を提供し、条約による法典編さんは、國際連合総会という政治機關によつて推進されることになった。国連總會決議一七四(II)によつて設立された總會の諮問機關としての國際法委員会もまたこのような政策の枠内にあるかぎり、その構成、その機能において、國際立法の法的要請と政治的要請に應じなければならない地位におかれている。

(13) Bentham, J., Principles of International Law, 1786.

- (2) *Alfons von Domin-Petruschewicz, Précis d'un code de droit international* (1861). Bluntschli, *Das moderne Völkerrecht der civilisirten Staaten als Rechtsbuch dargestellt* (1868). Field, *Draft Outlines of an International Code* (1872). Fiore, P., *Le droit international codifié et sa sanction juridique* (1890). *など時代の代表的なものであつた。* *など前原光雄「國際法」昭和二十四年(世界書院版)四一—四四頁参照。*
- (3) *Institut de Droit International, Résolutions de l'institut de Droit International, 1873-1956.*
- (4) 一八一四年から一五五年にかけてのウィーン會議における外交的席次に関する規則や一八五六年のバリ宣言は、法典化よりもむしろ當時の國際不和の因を除く手段としての國際文書にすぎないとされてゐる。
- (5) *Rosenne, S., The International Law Commission, 1949-59, British Yearbook of International Law, vol. 36, 1960, p. 106-p. 107.*
- (6) *Jennings, R. Y., The Progress of International Law, British Yearbook of International Law, vol. 34, 1958, p. 338.*
- (7) *Rosenne, op. cit., p. 108 参照。*
- (8) 領海問題については、諸國政府の見解の対立が、主として領海の幅であつたことを考慮して、第二小委員會は、實質的に意見の一致してゐた点を案文として残して置いた。参照 田岡良一「國際法講義」上巻、昭和三十年、三七三頁以下。
- (9) *Oppenheim, L., International Law, vol. 1, Peace, 8th ed., by H. Lauterpacht, 1955, p. 57, note 1.*
- (10) この種の國際的理論は、國際法学会の一九二九年ローマニエール會期の決議にみられる説明に類したものである——*「フランクレンスの特別な考え方を除いては、——と考へてゐる。* *すなはち、La codification ne doit pas se limiter à former le Droit des Gens tel qu'il est, mais doit le développer tel qu'il doit être, suivant les règles que, dans l'évolution de la vie internationale, l'intérêt de l'humanité conseille et la morale et la justice commandent.*
- (11) *League of Nations, Records of the Twelfth Assembly, Plenary Meetings, p. 135. Brierly, J. L., The future of codification* (1931), *The Basis of Obligation in International Law and other papers, 1958, p. 195-p. 196 46—47 頁。*
- (12) *Rosenne, op. cit., p. 109.*
- (13) *この種の理論については、Briggs, H., The International Law Commission, 1965, p. 1-p. 21 参照。委員會の建議については、Rosenne, op. cit., p. 112-p. 120 参照。*

三 國際法委員會の構成

國連總會は、その第二總會(一九四七)において、憲章第十三條第一項(a)によつて總會に課せられた義務を履行する諸方法を

研究するための十七か国委員会、すなわち国際法の漸進的発達及び法典化のための委員会(1)の報告の線に従つて、国際法委員会の設置について具体的に審議した。総会に提出された十七か国委員会の報告は、国際法委員会の構成について次のことを示唆していた。まず国際法委員会は、国際法において認められた資格をもつ者から構成されること、委員の理想的な数は、十五名とすること、委員の指名と選出は、国際司法裁判所裁判官の選出に類似した方式において行なうこと(2)、そして委員会は、専任職とすること、などであつた。この問題を審議した総会第六委員会は、十七か国委員会の示唆のうち、とくに委員の指名と選出の方法及び専任職制について、諸国の代表の間に意見の不一致のあることを認め、委員候補者の指名は、専ら国連加盟国政府によつて行なわれ、選出は国連総会の表決によつて行なわれること、委員は兼任職(3)とすることを決定した。このような決定のうえで、総会は、一九四七年十一月二日、国際法委員会(4)を設置する決議に附属して、国際法委員会規程 (Statute of the International Law Commission) を採択した。

国際法委員会規程は、国際法委員会が国際法において認められた資格をもつ十五人の委員を以て構成される (委員会規程第二条) と規定していた。委員会規程の起草過程において考えられていた委員会の規模は、既に十七か国委員会を組織した時の考慮と同じく、委員会としての能率を害するほど大きくなく、世界の主要法系を代表することを妨げるほど小さくはない規模という考慮から、国際司法裁判所の裁判官の数に均しい規模が、委員会として理想的な規模とされたためであつた。しかし、委員会の規模は、一九五六年に二一名、一九六一年に二五名に増大されている。国際法委員会の規模のこのような拡大は、十七か国委員会の考えていた理想を、加盟国の増大という事実によつて変貌させたと認めなければならない。

国際法委員会委員候補者は、専ら国際連合の加盟国政府によつて指名され (規程第四条)、国連事務総長に集められた候補者のリストによつて (規程第五条・第六条・第七条)、総会における投票の単純多数によつて、候補者から委員が選出される (規程第三条・第九条) 建前になつている。この建前は、十七か国委員会の示唆した裁判官の候補者の指名及び選出と全く異なつて、極め

で政治的要素の強い選出手続を用意したことになる。このような委員選出の手續の過程において、選挙人（加盟国代表）は、委員会に選ばるべき者が、個人的に要求された資格を有すべきであること、そして委員会全体のうちに世界の主要文明形態及び主要法系が代表されることを確保するよう心がけなければならないことになっている。この留意事項は、その趣旨において国際司法裁判所裁判官の選挙に当つての留意と同様のことを示している（委員会規程第八条・国際司法裁判所規程第九条参照）。このことは、国際法委員会の委員の選出が、極めて政治的色彩の強い形で行なわれることを予定しながら、委員の個人的資格と委員会全体としての構成に非政治的基準を導入して、国際法の法典化及び漸進的發達を任務とする委員会の法的要請と政治的要請を止揚した結果であるといえるであらう。

国際法委員会の規模と委員選出の手續における、法的要請と政治的要請との交錯は、委員会の委員を、一九五六年ならびに一九六一年にそれぞれ増員する提案をめぐつて一層明らかにされた。増員の提案は、一九五五年ならびに一九六〇年における国連加盟国の増大という事実に発している。この事實は、必然的に委員会が全体として世界の主要文明形態及び主要法系を代表することと結びつけて考えなければならないことではなかつた。一九四八年から一九五五年まで国際法委員会は、十五名の委員を以て構成され、委員の具体的構成は、ヨーロッパ七（東欧二、西欧五）、アメリカ五（北米一、ラテンアメリカ四）、アジア三であつた。

国連加盟国の増大に伴ない、国連総会は、国際法委員会の規模を、一五から二一に拡大することを審議した。第六委員会において各国代表は、新しく増大する席の割当てをめぐつて論議し、結局次の内容の議長發言を了解することで結着した。この發言は、一般に一九五六年の紳士協定と呼ばれている。

諸国の代表の間には、世界の主要文明形態及び主要法系を代表させる一つの紳士協定が存在していた。委員会の新しく加えられた六つの席は、次のように割当てられるべきである。その三つは、国連のアジア・アフリカからの国民に対して、そ

の一つは、西ヨーロッパからの国民に対して、その一つは、東ヨーロッパからの国民に対して、その一つは、択一的にラテンアメリカからの国民か、いずれの地域グループにも含まれなくなるイギリスコモンウェルスからの国民かに対して、割当てられるべきであり、文明と法系の異なつた形の間の配分は、現在の十五の席に関しても維持されるべきである、と。

この紳士協定のもとで行なわれた選挙の結果は、紳士協定の基準から若干離れて、ヨーロッパ一〇(東欧三、西欧七、アメリカ四(北米一、ラテンアメリカ三)、アジア、アフリカ七(アジア六、アフリカ一))という結果になつた。紳士協定の基準への接近は、一九五八年の補充選挙によつて委員会の手によつて、西欧の一席をラテンアメリカに移すことによつて部分的に行なわれた。⁽⁸⁾その結果、一九六〇年における委員会の構成は、ヨーロッパ九(東欧三、西欧六)、アメリカ五(北米一、ラテンアメリカ四)、アジア、アフリカ七(アジア六、アフリカ一)であつた。

一九六〇年に、多くのアフリカ諸国が独立し、国連へ加盟したのを契機に、再びアフリカ諸国のために委員会の規模を二五まで拡大しようとする提案が、総会でとりあげられた。総会第六委員会において、東欧諸国は、世界の主要文明形態及び主要法系の基準のほかとくに政治体制の公平な代表の原則にもとづく割当てを主張し、西欧諸国は、現状を維持し、新しい四つの席は、専らアフリカのために割当てられるべきであると主張した。このような委員会の構成に関する多分に政治的論議のなかにあつて、委員会の適正規模を検討する見解あるいは委員会規程の真意を確認する見解も表明されていた。オランダ代表バン・パンヒース (van Panhuysen) は、次のように述べた。すなわち、国際法委員会の委員を選ぶに當つて政治的な要素を考慮に入れることを諸国の政府に正当とさせるのは、正しく委員会の準立法的要素によつてである。主要文明形態と主要法系を代表することを決定するには、全体として国際連合の構成を考慮に入れなければならない。しかし、それは委員会委員が、ある純粋な数式によつて選出されなければならないとか、政府の代表と考へなければならないとか、あるいはブルック代表と考へなければならないとか、を意味している訳ではない。このような概念は、全く委員会の規程に反するもの

である、と。⁽⁹⁾

国連総会は、一九六一年の総会で、委員会を二五名の委員を以て構成することを決定した。ソヴェト代表は、西欧諸国が社会主義諸国の倍の席を確保しようとする紳士協定にはもはや拘束されない、と宣明した。しかし多数の国は、一九五六年の紳士協定と六一年の四つの席は、アフリカ諸国の国民から選ばれるという了解を承認していた。一九六一年の選挙の結果は、ヨーロッパ九(東欧三、西欧六)、アメリカ六(北米二、ラテンアメリカ四)、アジア六、アフリカ四、によつて構成されることになつた。⁽¹⁰⁾ この結果は、五六年の紳士協定と六一年の多数国了解にほぼ合致することになつている。

国際法委員会の委員の選挙は、現実には国連総会の政治的プロセスの枠内で行なわれている。たとえそのような枠内で行なわれるにしても、委員が国際法において認められた資格をもつという個人的資格は、本質的には政治的要素を伴わない客観的基準でなければならぬし、委員は、委員会においても、国家を代表したり地域を代表しているのではなく、⁽¹¹⁾ その個人的資格において選ばれていると理解されなければならない。選挙人(加盟国代表)は、委員会全体が、世界の主要文明形態及び主要法系を代表することに留意して、委員を選出する際に、実際には候補者の国籍ないし所属地域を考慮におかざるをえない結果になるかも知れない。それにもかかわらず国際法委員会規程が、諸大陸の地理的代表、公平な地理的配分という用語を、殊更に避けたのは、法の世界を代表させるという意味を強調して、国連の他の政治機関に一般的な公平な地理的配分(equitable geographical distribution)の原則を、⁽¹²⁾ 国際司法裁判所に準じて、国際法委員会においても、より高尚にして^{リファイン}おく必要を認めためたためであろう。

国際法委員会の構成をめぐる政治的要請と法的要請との交錯現象は、国際法委員会の任務としての国際法の法典化及び漸進的発展という機能の問題と関係することになる。

- (1) 国際法の漸進的発達及びその法典化のための委員会は、議長の勧告にもつき総会によつて次の國が選ばれた。アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、コロンビア、エジプト、フランス、インド、オランダ、パナマ、ポーランド、スウェーデン、ソヴェト、連合王国、合衆國、ヴェネズエラ、ユーゴスラヴィア。この委員会の設置を提案した小委員会は、世界の主要法系を代表する能率的な委員会としては、十四か國委員会で足りるとしていた。十七か國になったのは、ラテンアメリカ諸國の主張によつて増大されたといわれている。参照 Briggs, H., *The International Law Commission*, 1965, p. 15-p. 17.
- (2) Rosenne, S., *The International Law Commission, 1949-59*, *British Yearbook of International Law*, vol. 36, 1960, p. 117.
- (3) Lee, I. T., *The International Law Commission Re-examined*, *American Journal of International Law*, vol. 59, 1965, p. 548-p. 552.
- (4) 国際法委員会 (*The International Law Commission*, *La Commission du Droit International*) という名称は、十七か國委員会の J. L. ナリリアー (イギリス) の示唆によつて定められたといわれている (Briggs, H., *op. cit.*, p. 26)。
- (5) 国際司法裁判所規程第九条 各選挙において、選挙人は、選挙されるべき者が必要な資格を各自に具備すべきものであることのみならず、裁判官全体のうちに世界の主要文明形態及び主要法系が代表されるべきものであることに留意しなければならぬ。
- (6) 一九四八年の第一回通常選挙で、ヨーロッパからは Briery (連合王国)・François (オランダ)・Sandström (スウェーデン)・Sealle (フランス)・Spiropoulos (ギリシャ)・Koretsky (ソヴェト)・Zourek (チホモロヴァキア)・アメリカからは Hudson (合衆國)・Alfalo (メキシコ)・Amado (ブラジル)・Córdova (メキシコ)・Yeges (ロンドン)・アジヤからは El-Khoury (シリア)・Shu-hai Hsu (中國)・Rau (ドイツ) などそれぞれ選出された。一九五二年に、ナリリアー、ロビッキー、ラウが退任し、委員会の補綴にナリプ・Lauterpacht (連合王国)・Kozhevnikov (ウクライナ)・Pal (インド) が就任した。
- 一九五三年の第二回通常選挙で、ヨーロッパからは Lauterpacht (連合王国)・François (オランダ)・Sandström (スウェーデン)・Sealle (フランス)・Spiropoulos (ギリシャ)・Krylov (ソヴェト)・Zourek (チホモロヴァキア)・アメリカからは Parker (合衆國)・Amado (ブラジル)・Córdova (メキシコ)・García-Amador (キューバ)・Salamanca (ポルトガル)・アジヤからは El-Khoury (シリア)・Shu-hai Hsu (中國)・Pal (インド) が選出された。一九五四年のバーカーの退任、一九五五年のロンドヴァ、ラウターマンの退任に伴う補綴にナリプ・Edmonds (合衆國)・Padilla Nervo (メキシコ)・Fitzmaurice (連合王国) がそれぞれ就任した。
- (7) Rosenne, *op. cit.*, p. 125 参照。
- (8) 一九五六年の第三回通常選挙の結果として、ヨーロッパからは Fitzmaurice (連合王国)・François (オランダ)・Sandström (スウェーデン)・Sealle (フランス)・Spiropoulos (ギリシャ)・Tunkin (ソヴェト)・Zourek (チホモロヴァキア) のほか、Ago (イタリア)・Verdross (オーストリア)・Bartos (ユーゴスラヴィア) が、アメリカからは Edmonds (合衆國)・Amado (ブラジル)・García Amador (キューバ)・Padilla Nervo (メキシコ) が、アジヤ・アメリカからは El-Khoury (シリア)・Shu-hai Hsu (中國)・Pal (インド) のほか、El Erian (エジプト) が

Khoman (タイ)・Matine Darity (イラン)・横田 (日本) が選出された。五八年のスピロボウルの退任に伴う補選は、Alfalo (プナマ) の就任により、五九年のエルエリアンの退任に伴う補選は、Erin (トルコ) の就任により、六〇年のアルフロ、コーマンの退任に伴う補選は、Archiaga (ウルグワイ)・Yaseen (イラク) の就任によつて充たされた。六一年の、セル、横田、フィッモリスの退任に伴う補選は、Gros (フランス)・鶴岡 (日本)・Waldock (連合王国) の就任によつて充たされた。

(9) Briggs, op. cit., p. 37-p. 39 参照。なお、ルール代表は、規程第八条は、*... 文明のすべての形態及びすべての法系を代表することを要求している訳ではない、*としい、更に国際法は、本来公法から成り立つているので、それは公法の主要体系であつて、私法の主要体系ではない。法体系の差異は、私法において明白であり公法においては大きな統一性があるから、唯二、三の法系が代表されることで充分であると述べた。主要法系をこのように解釈することは正しくない。

(10) 一九六一年の第四回通常選挙の結果として、ヨーロッパからは、Waldock (連合王国)・Gros (フランス)・Ago (イタリー)・Verdross (オーストリア)・Castén (フィンランド)・Luna de (スペイン)・Tunkin (ソヴェト)・Bartos (ユーゴスラヴィヤ)・Lachs (ポーランド) が、アメリカからは、Briggs (合衆国)・Cadioux (カナダ)・Arnudo (ブラジル)・Padilla Nervo (メキシコ)・Paredes (エクアドル)・Archiaga (ウルグワイ) が、アジアからは、Liu (中国)・Pal (インド)・鶴岡 (日本)・Yaseen (イラク)・Roseme (イスラエル)・Tahiri (アフガニスタン)・アフリカからは、El Erian (アラブ連盟)・Elias (ナイジェリア)・Passou (ダホメ)・Kanga (カメルーン) が選出された。六四年のグロ、バディラネルゴの退任に伴う補選は、Reuter (フランス)・Ruda (マルゼンチン) の就任により、六五年のカンガの退任に伴う補選は、Bedjawi (マルジェリア) の就任によつてそれぞれ補充された。

(11) かつてソヴェト選出のある委員が、国府選出の委員のいることを問題とした時、委員会は、委員は国家の代表でなく、個人的資格で選ばれていることを確認した。

(12) 裁判官選出手続との比較は、Roseme, op. cit., p. 128 以下参照。鈴木康之「国際司法裁判所裁判官の選挙手続き」外務省調査月報、第一巻第五号、四四八頁以下参照。世界の主要法系に具体的に何を代表させるかについて定説はない。ロセンヌは、恣意的と断りながら、コモンロー系、ローマ法系、ゲルマン法系、イスラム法系、共産主義法系、アジア法系をあげている (Roseme, The International Court of Justice, 1957, p. 121 et p. 139)。しかしこの問題を伝統的な法思考の系列の問題として解釈するか、地域国際法の概念更には社会主義ブロックに固有な国際法観を導入して解釈するかは、かなりの問題の余地がある。